

船舶検査規則を次のように定める。

昭和33年7月15日

防衛庁長官 左 藤 義 詮

## 船舶検査規則

改正 昭和37年2月21日庁訓第9号  
昭和38年1月9日庁訓第1号  
昭和38年10月22日庁訓第47号  
昭和43年11月16日庁訓第42号  
昭和58年8月3日庁訓第26号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成29年11月14日省訓第60号

(目的)

第1条 この訓令は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第2条第2項の検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の定義)

第2条 この訓令において「検査」とは、船舶について調査、試験又は実験を行つてその諸性能を確認し、船舶のたん航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性（海洋汚染防止の目的に対する適合性を含む。）の程度を検定することをいう。

(検査の種類及び基準)

第3条 陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）の検査の種類は、完成検査とし、その基準は、陸上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定める。

2 海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶の検査の種類は、次のとおりとし、その基準は、海上幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定める。

(1) 材料及び部品検査

(2) 工程中検査

(3) 完成検査

(検査の実施)

第4条 検査は、陸上幕僚長等（陸上自衛隊の使用する船舶にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊の使用する船舶にあつては海上幕僚長、防衛大学校の使用

する船舶にあつては防衛大学校長をいう。以下同じ。)が行うものとする。  
ただし、国の機関その他陸上幕僚長等が防衛大臣の承認を得て指定する機関により前条の基準に準じた基準による検査が行われた場合には、陸上幕僚長等は、当該検査に相当する部分の検査を省略することができる。

2 検査は、立会い又は書類審査の方法により行なうものとする。

(委任規定)

第5条 この訓令を施行するために必要な細部事項に関しては、陸上幕僚長等が定める。

附 則

この訓令は、昭和33年7月19日から施行する。

附 則 (昭和37年2月21日庁訓9号)

- 1 この訓令は、昭和37年3月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に検査を実施中の船舶についてすでに行なつた検査は、この訓令による改正後の船舶検査規則によつて行なつたものとみなす。

附 則 (昭和38年1月9日庁訓1号)

この訓令は、昭和38年1月9日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則 (昭和38年10月22日庁訓第47号)

この訓令は、昭和38年10月22日から施行する。

附 則 (昭和43年11月16日庁訓第42号)

- 1 この訓令は、昭和44年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に検査を実施中の船舶についてすでに行なつた検査は、この訓令による改正後の船舶検査規則によつて行なつたものとみなす。
- 3 防衛庁の事務次官の専決及び代決並びに防衛庁本庁の内部部局における専決及び代決に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3 装備局長専決事項船舶課所掌事務の項第8号中「の適用」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(8)の2 船舶検査規則第4条の機関の承認に関すること。

附 則 (昭和58年8月31日庁訓第26号)

この訓令は、昭和58年8月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成29年11月14日省訓第60号) (抄)

- 1 この訓令は、平成29年11月30日から施行する。